

議案第 45 号

固定資産税の納期の特例に関する条例等の廃止について

固定資産税の納期の特例に関する条例等を次のとおり廃止しようとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

固定資産税の納期の特例に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和 48 年上野市条例第 12 号）
- (2) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和 49 年上野市条例第 3 号）
- (3) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和 51 年上野市条例第 5 号）
- (4) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和 54 年上野市条例第 5 号）
- (5) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和 57 年上野市条例第 5 号）
- (6) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和 60 年上野市条例第 4 号）
- (7) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和 63 年上野市条例第 7 号）
- (8) 固定資産税の納期の特例に関する条例（平成 3 年上野市条例第 6 号）
- (9) 固定資産税の納期の特例に関する条例（平成 4 年上野市条例第 19 号）
- (10) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成 5 年上野市条例第 3 号）
- (11) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成 6 年上野市条例第 5 号）
- (12) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成 7 年上野市条例第 20 号）
- (13) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成 9 年上野市条例第 4 号）
- (14) 島ヶ原村村税徴収の特例に関する条例（昭和 36 年島ヶ原村条例第 18 号）
- (15) 上野市都市計画税条例を廃止する条例（平成 16 年上野市条例第 19 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。